

## ●香川県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年2月24日

香川県知事 池 田 豊 人

### 1 訪問看護事業者

指定年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地
令和8年1月1日	城山訪問看護ステーション 坂出市川津町1986番地22	社会福祉法人 敬世会 坂出市川津町1986番地8
令和8年1月1日	訪問看護みのり 坂出市谷町二丁目2番48号	医療法人 然 坂出市駒止町二丁目4番39号

### 2 上記以外の機関

指定年月日	名 称	所 在 地
令和8年1月28日	医療法人社団武部歯科医院	坂出市文京町一丁目1番8号
令和8年2月1日	医療法人社団 南医院	さぬき市昭和3347番地1
令和8年2月1日	うたづ小児クリニック	綾歌郡宇多津町浜六番丁92番7
令和8年2月1日	ココイロ矯正歯科・おとなこども歯科	観音寺市古川町1000番地1
令和8年2月1日	ダイヤ薬局 滝宮店	綾歌郡綾川町滝宮556番地6
令和8年2月1日	スター薬局 堀江店	仲多度郡多度津町堀江四丁目349番18号